

- 【平成22年3月31日 文部科学大臣認可】
- 【平成24年3月30日 文部科学大臣変更認可】
- 【平成25年3月29日 文部科学大臣変更認可】
- 【平成26年3月31日 文部科学大臣変更認可】
- 【平成27年3月31日 文部科学大臣変更認可】

国立大学法人大分大学 中期計画

中 期 計 画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・ 高等学校の学習成果と学士課程教育に必要な能力・適性を適切に把握・評価する入学者選抜を行う。(学部)
- ・ 学士課程での学習成果、並びに高度専門職業人及び研究者に必要な能力・適性を適切に把握・評価する入学者選抜を行う。(大学院)
- ・ 本学と高等学校との連携を通じて、高等学校教育と大学教育の接続方法等を充実させる。(学部)
- ・ 導入・初年次教育を中心として、コミュニケーション能力等を含むアカデミックスキルの向上を図り、外国語能力の養成などの国際性の涵養を含む教育の改善・充実を進める。(学部)
- ・ 養成すべき人材像を踏まえ、全学共通教育とキャリア形成教育を体系的に関連付けた専門教育を充実させる。(学部)
- ・ 社会人・留学生などの多様な学習履歴を踏まえたコースワーク(専門的知識、関連領域及び研究技法に関する教育)と論文作成指導及び学位論文審査を体系化したカリキュラム編成を行う。(大学院)
- ・ 各研究科の定める教育目標に応じて、認定資格教育、研究企画・管理能力と教育力の育成等の教育プログラムを充実させる。(大学院)
- ・ 学生が主体的に学習に参画する双方向的な教授方法(アクティヴ・ラーニング)、学習への動機付けの深化を図る実社会体験学習等の教授方法の開発・導入を進める。(学部)
- ・ 多様なメディアを活用し、授業形態の多様化を図るとともに、自由な学習機会の拡充を進める。(学部)
- ・ 複数教員による研究指導、国内外の学会参加等の多様な指導方法を積極的に導入する。(大学院)
- ・ 厳格な単位制度、授業の到達目標と評価基準の明示を一層徹底し、学習成果の達成度をより適正に把握する評価方法を策定する。(学部・大学院)
- ・ 各研究科の教育目標に応じた学位取得プロセスを整備し、明示する。(大学院)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学全体の教育力を生かして、全学共通教育の実施体制を一層充実させる。
- ・ 国内外の大学連携等を推進することにより、教育実施体制を充実させる。
- ・ 全学教育機構を中心として、FD研修会等を定期的かつ継続的に企画・開催し、教材・学習指導法等の改善と充実を進める。
- ・ 時代と社会の要請、学問の発展に対応した人材育成を行うために、入学定員の見直しを含め既存組織の改組等、教育実施体制(教養教育実施組織、学部・大学院・センター等)の再構築を行う。
- ・ 学術情報拠点を中心に情報の利用環境を整備するとともに、情報の利活用を支援する体制を整備する。
- ・ 図書館と情報処理センターの機能を併せ持つ学術情報拠点の特色を生かした学習・研究支援環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・ 図書館、学生ラウンジ、情報ネットワーク等、自学自習のための環境整備を推進する。
- ・ 食堂スペースの拡充、学生寮の充実等、キャンパス内生活環境を改善する。
- ・ 大学独自の奨学金制度を設立するとともに、入学料・授業料免除制度を充実させる。
- ・ 障がいのある学生に対する支援体制の充実と環境整備を包括的に推進する。
- ・ 外国人留学生に対して、学生の特性・個性に応じた就職支援等を行う。
- ・ 精神科医、臨床心理士、キャンパス・ソーシャルワーカー、産業カウンセラー等の専門家による組織的な学生相談体制を充実させる。
- ・ 就職・進路の個別指導と支援を学部等と全学的組織が協働して実施する。
- ・ 大学開放事業等の大学行事において、学生の参画を積極的に進める。
- ・ 課外活動施設・設備を充実させ、それを活用したサークル活動やボランティア活動及び学生による地域交流事業を活性化させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学研究推進機構を軸として、環境科学、福祉科学、生命科学及び複合新領域の学問分野における独創的・先導的研究を推進する。

- ・ イノベーション機構を一層充実させるとともに、研究相談等の窓口機能を強化する。
- ・ 研究成果を国内外に向けて積極的に情報発信するとともに、社会への研究成果の還元を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・ 学部・研究科の枠を超えたプロジェクト研究を推進できる研究実施体制を整備し、迅速で効果的な研究成果を得るため、学内外の若手研究者等の研究員を活用するとともに、必要な環境整備及び研究費獲得のための支援を推進する。
- ・ 部局の基盤研究を連携・融合し、全学研究推進機構での研究実施体制を強化する。
- ・ 大学の技術シーズと産業界ニーズのマッチングを促進するための情報提供、教員と企業等との共同研究や受託研究のコーディネーション活動、企業等に対するコンサルティング活動を通して、知的財産の創出・権利化を進めるとともに、知的財産に対する意識を更に高める取組を組織的に推進する。
- ・ ベンチャービジネスの新たな展開となる独創的研究と教育を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・ 学術情報拠点を通して、本学が生産または所有する学術情報を地域や社会に積極的に提供する。
- ・ 大学開放事業などを継続的に進め、また、各種の事業において、学生との協力関係を構築するとともに、各部局や全学で実施する県民対象事業等の大学開放事業を推進する。
- ・ 全学教育機構を中心として、公開講座・公開授業等の大学開放事業に総合的に取り組む体制を整備する。
- ・ 地域社会との交流を促進し、大分県及び県内全ての地方自治体との協力協定を実質的に推進することによって地域の活性化に寄与する。
- ・ 産学連携活動によって、地域社会を担う中核的人材の育成を促進する。
- ・ 地域の公私立大学等との研究上の連携を深め、中核大学としての役割を果たす。
- ・ 福祉に関して、地域並びに国内外、特にアジア諸国の教育・研究機関との連携を強化する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・ アジア諸国をはじめとする国・地域などに留意しつつ、優秀な留学生の戦略的な受入れを推進し、卒業後のフォローアップについても強化を図るなど体系的な留学生受入れ体制を確保するとともに、学生の海外留学を積極的に推進し、国際教育を向上させる。
- ・ 教員等の研究者の海外派遣をより一層推進するとともに、海外の大学等からの研究者を積極的に受入れ、海外の大学との研究上の交流を強化する。
- ・ アジア諸国をはじめとする途上国の人材育成支援、開発協力などによる国際的貢献活動に積極的に参加する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ・ 患者プライバシーの確保とアメニティの向上を実現させるとともに、臨床現場として教育・研究機能を充実させるため、国の財政措置の状況を踏まえ、附属病院再整備計画を推進する。
- ・ 診療機能を充実・レベル向上させるため、先進的な診断機器や治療機器の導入等の計画的設備更新を行う。
- ・ 地域住民が安心できる医療を提供するため、都道府県がん診療連携拠点病院・救命救急センター機能、及びその他の政策医療・地域医療への貢献策を策定し、実行する。
- ・ マグネット病院としての機能を強化し、地域中核病院及び地域の医療機関とのネットワークを構築する。
- ・ 医療安全に関する体制の構築及び具体的取組を計画的に検証し、改善を行う。
- ・ 質の高い専門医・専門薬剤師・専門看護師を育成する教育等を充実させる。
- ・ 社会の要望に応える医療人を養成し、臨床研修医の安定的確保のため、臨床研修カリキュラム・専門医養成コースを作成する。
- ・ 治験中核病院としての活動を推進し、新薬の開発を進める。
- ・ 疾病構造の変化に対応した高度医療・先進医療を実現する臨床研究を行う。
- ・ 附属病院のガバナンスを明確化する体制を整備する。
- ・ 社会環境の変化に柔軟に対応できる戦略的病院経営を行う。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・ 附属学校園の学内マネジメント体制及び地域に開かれた運営体制の整備を図り、公立学校との人事交流・地域貢献等に関する基本方針を策定して実施する。

- ・ 大学・学部と附属学校園が連携し、園児児童生徒一人一人の教育的ニーズ（理数教育、国際理解教育、ICT能力育成、異学校種間の接続教育及び特別支援教育など）を踏まえた教育課程及び指導方法についての先導的・実験的な調査研究を行うとともに、地域の教育課題に対応した調査研究を推進する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 教育及び研究の実施体制の充実・改革に向けて、教育研究組織の弾力化を推進する。
- ・ 学長のリーダーシップの下、社会情勢を見据えた戦略的経営を実行するための具体策を策定し実行する。
- ・ 予算配分については、一定の枠を留保し、教育研究環境整備や教育研究の活性化につながる戦略的経費への重点化を行う。
- ・ 全学及び部局における運営体制の問題点等について、機動的・戦略的な運営の観点から点検を定期的に行い、その点検結果に基づき必要な改善策を講じる。
- ・ 教員については、教員評価システムの運用により、評価委員会で教育活動を適切に評価し、優れた教員に対する支援方策を実施するための合理的な教員評価システムを段階的に整備する。また、教職員の処遇に本人の業績が適切に反映されるシステムを構築する。
- ・ 大学運営上重点的な分野及び戦略的に取り組む分野に対応できる多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。
- ・ 男女共同参画を推進しつつ、実践的経験や識見を有する学外者等、国内外の優秀な人材の積極的登用を実施する。
- ・ 全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い、適正かつ効率的な人事管理を実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務改革会議において、現行業務の検証を行い、これを踏まえた、効率的・合理的業務への改善を実行する。
- ・ 学長・理事等の支援を行うとともに、教学組織と密接に関わるなど、大学運営の専門職能集団としての機能を発揮できる事務組織を構築する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費補助金、受託研究費及び寄附金等の外部研究資金を積極的に獲得するとともに、戦略的に自己収入の確保を行う。
- ・ 本学の知的財産を活用し積極的に公募事業に申請する。
- ・ 外部研究資金を確保するために、研究シーズ等のデータベースを充実させるとともに学外への積極的な公表を行う。
- ・ 附属病院においては、地域医療の中核病院としての役割と責任を果たすため、計画的な機能強化を行い、毎年度病院収入等の目標額を設定し、安定した財政基盤を確立する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- ・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- ・ 経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、光熱水量の使用実績及びゴミの排出量を公表することなど、教職員の意識改革を進め、更にインセンティブを与えるような予算配分などを行うことにより、光熱水量及びゴミの排出量等について、毎年度抑制目標を定めて、計画的に削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 「第2期中期施設整備計画」及び「第2期中期施設マネジメント計画」に基づき、戦略的な施設等の整備・維持管理及び保有資産の見直しを行い、資産の効率的・効果的運用を行う。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 評価委員会で各種評価システム等の検証・改善を行うとともに、ICTを活用して情報の体系的な収集・共有化を図り、評価作業の効率化と負担の軽減を推進する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 広報を効果的に推進するために、事務体制、広報誌の編集局などを常に見直しながら時代の要請に対応できる広報体制を構築し維持する。
- ・ 情報公開の状況を検証し、その結果を定期的に公表する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 「第2期中期施設整備計画」及び「第2期中期施設マネジメント計画」に基づき、施設設備の整備・活用を行う。
- ・ 本学の環境方針に基づき、省エネルギー・温室効果ガスの削減・3R（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進により環境負荷の少ない施設等整備を行う。
- ・ 全学的なICT戦略を企画・立案し、ICTコンプライアンスを推進する。
- ・ 情報セキュリティに関する体制を整備するとともに、教職員及び学生のセキュリティ意識を向上させる。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・ 安全管理・事故防止等に関する全学的な安全衛生管理体制を見直し、施設設備の再点検を行い、改善計画を策定し、安全性等を強化する。
- ・ 災害、大規模事故等の危機に備え、予防対策、発生時対策等を視野に入れた危機管理体制の確立・整備を行う。
- ・ 「第2期中期施設整備計画」に基づき、安心・安全のための耐震改修・セキュリティ強化・バリアフリー推進・予防保全を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・ コンプライアンス室を中心に、公的研究費の不正使用の防止のための具体的取組を推進する。
- ・ 法令遵守に係る状況を検証し、その結果を定期的に公表する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
25億円

- 2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画
 - ・ 鶴見臨海研修所の土地及び建物（大分県佐伯市鶴見大字有明浦字平間）を譲渡する。
 - ・ 中津江研修所の土地及び建物（大分県日田市中津江村大字栃野2331番地の3）を譲渡する。
 - ・ 国際交流会館の土地の一部（大分県大分市錦町一丁目3305番2（通称：大分市錦町1丁目7-36））を譲渡する。
 - ・ 敷戸宿舍の土地の一部（約32㎡）（大分県大分市敷戸西町1182番273（通称：大分市敷戸西町11番1号））を譲渡する。
 - ・ 上野丘東1団地の土地（大分市上野丘東83番2）を譲渡する。
2. 重要な財産を担保に供する計画
 - ・ 医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅹ 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び医療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

Ⅺ その他**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・総合研究棟改修 ・新病棟 ・PET検査棟 ・基幹・環境整備 ・小規模改修 ・PET検査棟設備	総額 6,471	施設整備費補助金 (830) 長期借入金 (5,323) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (318)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

1. 戦略的かつ多様な雇用制度を導入するとともに、柔軟で計画的な人事配置を実行する。

- ① 学長裁量定員を確保し、第2期中期目標期間において、重点的かつ戦略的に取り組む分野に効率的に運用する。
- ② 重点的に取り組む分野の推進のために、特任教員制度の拡充及び年俸制の導入等の弾力的な人事システムを構築する。
- ③ 教育・研究の活性化を目指し、教育職員の任期制・公募制について拡充する。
- ④ 大学の更なる発展に向けて、男女共同参画の推進及び国内外の優秀な人材の確保を目指す。

2. 本学に課せられたミッションを達成するために人材の育成・充実に積極的に進める。

- ① 教育・研究の更なる質の向上を目指し、教育職員の能力開発を図る様々な具体策を組織的に実行する。
- ② 教育・研究・医療・社会貢献活動を支える教育職員以外の職員の資質向上を図る。
- ③ サバティカル制度の導入等、本学の研究力育成を支援するシステムを構築・充実する。
- ④ 職員の処遇に本人の業績が適切に反映される人事システムを構築する。

3. 組織の活性化及び職員の能力向上のため、文部科学省関係機関・九州地区の大学・自治体及び民間との人事交流を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 83,785 百万円 (退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 該当なし
(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
長期借入 金償還額 (国立大 学財務・ 経営セン ター)	608	612	683	662	641	555	3,761	2,689	6,450

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
長期借入 金償還額 (民間金 融機関)	28	28	29	29	30	31	175	476	651

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産) 該当なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 医学部附属病院新病棟整備事業に係る施設設備整備費の財源の一部
 - ② その他教育，研究，診療に係る業務及びその附帯業務

学部等の記載事項 (別表)

中期計画

別表 (収容定員)

平成 22 年 度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 845人 (うち医師養成に係る分野 585人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 博士課程 9人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>
平成 23 年 度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 博士課程 9人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>
平成 24 年 度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 875人 (うち医師養成に係る分野 615人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 49人</p>

	<p>(うち修士課程 40人 博士課程 9人)</p> <p>医学系研究科 176人</p> <p>(うち修士課程 56人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 302人</p> <p>(うち修士課程 270人 博士課程 32人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>	
平成25年度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1, 240人</p> <p>医学部 890人 (うち医師養成に係る分野 630人)</p> <p>工学部 1, 500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 博士課程 9人)</p> <p>医学系研究科 170人 (うち修士課程 50人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 298人 (うち修士課程 270人 博士課程 28人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>	
平成26年度	<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1, 240人</p> <p>医学部 905人 (うち医師養成に係る分野 645人)</p> <p>工学部 1, 500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 博士課程 9人)</p> <p>医学系研究科 170人 (うち修士課程 50人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 294人 (うち修士課程 270人 博士課程 24人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>	

平成 27 年 度	教育福祉科学部	980人	
		(うち教員養成に係る分野	400人)
	経済学部	1,240人	
	医学部	906人	
		(うち医師養成に係る分野	650人)
	工学部	1,500人	
	教育学研究科	78人	
		(うち修士課程	78人)
	経済学研究科	49人	
		(うち修士課程	40人
		博士課程	9人)
	医学系研究科	170人	
		(うち修士課程	50人
		博士課程	120人)
工学研究科	294人		
	(うち修士課程	270人	
	博士課程	24人)	
福祉社会科学研究科	24人		
	(うち修士課程	24人)	

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	56,739
施設整備費補助金	830
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	318
自己収入	102,613
授業料及び入学料検定料収入	20,178
附属病院収入	81,128
財産処分収入	0
雑収入	1,307
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6,045
長期借入金収入	5,323
計	171,868
支出	
業務費	154,857
教育研究経費	78,224
診療経費	76,633
施設整備費	6,471
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,045
長期借入金償還金	4,495
計	171,868

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 83,785 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人大分大学職員退職手当規程等に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の person 費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の person 費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる person 費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度におけるJ (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。

$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A(y) = E(y) + F(y) - G(y)}$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	165,064
経常費用	165,064
業務費	150,397
教育研究経費	23,321
診療経費	34,950
受託研究費等	2,776
役員人件費	622
教員人件費	45,791
職員人件費	42,937
一般管理費	3,368
財務費用	850
雑損	0
減価償却費	10,449
臨時損失	0
収入の部	165,439
経常収益	165,439
運営費交付金収益	56,161
授業料収益	16,788
入学金収益	2,472
検定料収益	699
附属病院収益	81,128
受託研究等収益	2,776
寄附金収益	3,031
財務収益	170
雑益	1,137
資産見返負債戻入	1,077
臨時利益	0
純利益	375
総利益	375

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	173,777
業務活動による支出	147,835
投資活動による支出	19,538
財務活動による支出	4,495
次期中期目標期間への繰越金	1,909
資金収入	173,777
業務活動による収入	165,397
運営費交付金による収入	56,739
授業料及び入学料検定料による収入	20,178
附属病院収入	81,128
受託研究等収入	2,776
寄附金収入	3,269
その他の収入	1,307
投資活動による収入	1,148
施設費による収入	1,148
その他の収入	0
財務活動による収入	5,323
前中期目標期間よりの繰越金	1,909

注) 施設費による収入は、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかると交付金を含む。